

死亡災害を発生させないための取り組みを強化

震災から 4 年目となる 2015 年、復興工事が最盛期を迎えます。

工事量の増加が著しい中、釜石労働基準監督署管内では、関係機関及び業界の各種災害防止活動が積極的に行なわれた結果、平成 25 年 12 月末時点では対前年比+28.6%であったところ、平成 27 年 12 月末(速報値)では対前年比で-44.4%の大幅減少となった。

業界団体、関係機関、施工事業者の災害防止活動が積極的に行なわれてきた効果が現れているものであり、今後も引続き災害防止活動に取り組んで頂きたい。

釜石労働基準監督署管内における建設業の労働災害は減少傾向であるが、震災前 3 年間と比較すると建設業の労働災害は 2 倍を超えており、岩手県内においては建設業の労働災害が増加傾向にあり、さらに、平成 25 年、26 年と 2 年連続で死亡災害が発生していることに鑑み、平成 27 年度は死亡災害を発生させないための取り組みを強化徹底する必要がある。

一人一人の意識改革、安全意識の向上を目指す！
安全意識レベルの高い作業員を育成する！

そのための 5 つ基本活動

- 1 「安全決意宣言」・・・守り、守らせる → 必要な教育、指導、指示の徹底
全下請、全作業員にも取り組みを広げる（好事例あり）
- 2 「災害の芽 0 の日」・・・活動に工夫を、全下請にも周知し活動を広げる
安全教育、現場の一斉点検（各持場ごとに）、職長会等の活動
作業員による巡視（交代制で全員がパトロール員になる）
- 3 「安全施工サイクル」・・・元請の現場代理人等、下請け職長等による日々の安全巡視
朝の始業開始前、全員で機械・設備・足場など一斉点検
- 4 「遵守事項の唱和」・・・ミーティングの際、指示事項を復唱させ正しく理解したか確認
作業手順書の唱和、タッチ&コール（新規入場者への配慮）
- 5 「安全教育の徹底」・・・作業手順やルールを守らない作業員に対する処置
ルール違反を放置しない、危険行動(不安全行動)排除の取り組み
一人KY、指差し安全確認

職業性疾病の予防・・・保護具（防じんマスク、耳栓、防振手袋）の使用徹底
衛生教育を全ての作業員に実施
作業打合せの際、必ず指示し、使用状況をチェックする

健康教育の実施・・・生活習慣病の予防、禁煙、心と体の健康について教育を実施

労働災害防止に向けて改善を要す事項（主として店社における安全衛生活動に関して）

①安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者の未選任、職務の不履行

- 安全管理者、衛生管理者の選任、監督署への選任報告（※規模 50 人以上）
- 安全衛生推進者の選任（氏名等の周知）、職務の励行
- 「職務を実施すること」が重要、職務実施状況を確認する

②安全衛生委員会の未設置、毎月の会議未開催、議事録未整備

- 委員会の委員は労使同数とし、毎月定期的に委員会を開催する
- 議題は、安衛則第 21 条、22 条により定められている、毎月必ず審議する
- 議事録を作成し、議事内容を労働者に周知させる

③安全衛生委員会規定の未整備（見直しをしていない）

- 委員会の運営に関する規定の整備、随時見直しを行なう

④安全衛生管理規定の未整備（見直しをしていない）

- 委員会の付議事項であり、委員会規定の整備、随時見直しを行なう

⑤安全衛生活動年間計画の未策定、達成目標が示されていない、実施状況に対する評価が行なわれていない（進捗状況の未把握、未点検）、評価結果に基づく改善（PDCA サイクル）未実施

- 委員会の付議事項であり、年間の活動計画を策定する
- 進捗状況は毎月の委員会で把握・確認し、遅れている場合は対策を検討する
- 活動結果に対する評価を委員会で行なう
- 評価の結果に基づき、次の対策を検討する（PDCA サイクル）

⑥安全教育・衛生教育の年間計画が未策定、進捗状況未把握

- 年間の教育計画を作成し、繰り返し指導、各対策の意味を理解させる
- 計画の進捗状況は毎月チェックし、遅れているもの、見直しが必要なもの、外部講習を受けさせるものなどを常に検討する
- 教育内容が現場に反映されているか、教育の成果が出ているか確認（PDCA サイクル）
- 教育内容が活かされていない場合は、出来るようになるまで何度でも

⑦職長に対する教育未実施

- 委員会の付議事項であり、「安全・衛生教育に関する年間計画」を策定する
- 進捗状況を毎月の委員会で把握し、遅れている場合は対策を検討（PDCA サイクル）
- 教育結果が現場に反映されているか、巡視の際に確認する
- 問題が認められる場合は、教育方法、内容等を検討する

⑧保護具の点検管理体制が未整備（保護具着用管理責任者の未選任）

- 防じんマスク、防振手袋、耳栓、保護メガネ等衛生保護具の着用徹底させる
 - ※ 防じんマスクは国家検定品を購入し使用させること！
- 「保護具着用管理責任者」を選任し、交換、着用指導等の管理を行なわせる
- 保護具の交換については管理表を作成し、随時記録させ把握する
- 保護具の予備を現場に常備させ、パトロールでチェックする

⑨無資格就労の防止に向けた取り組みが無い（無資格就労）

- 免許・技能講習・特別教育等の修了証は「原本確認」を徹底させる
- 有資格者の中から適任者を配置させる
- 資格者一覧表を作成し、計画的な資格取得を行なう
- 修了証不携帯の無いよう、パトロール時に確認する（ラミネート加工し汚損防止）

⑩計画届の社内審査が行なわれていない（現場代理人任せとしない）

- 企業としての提出であり、必ず「社内審査」を受けたものを届出する
- 提出書類に漏れ、内容の記載漏れ・相違・矛盾が無いことをチェックする
- 当該作業に関して必要な災害防止対策を盛り込まむこと

⑪建設機械、クレーンの点検管理体制が未整備（点検未実施、点検状況未把握）

- 機械ごとに「点検責任者（正・副）」を選任し、点検を行なわせる
- 機械一覧表を作成し、月例点検、年次点検の実施状況をチェックする
- 持ち込み前点検の実施、「点検責任者」選任、点検結果を確認する
 - ※ 現場に出す前に点検し、不備が認められた場合は直ちに整備する
- 始業点検は、点検簿を記載させ、巡視の際に実施状況を確認する
 - ※ 形式的に○を付ける人がおり、点検の意味・目的を理解していない
 - ※ 重機点検簿は運転席に備え付け、パト等で記載内容をチェック
- 作業開始前、点検時間を設け、一斉に点検を実施する（安全施工サイクル）

⑫建設機械等にかかる具体的な災害防止対策を指導していない

- 「接触事故防止」「転倒・転落事故の防止」の具体的な方法を確認、指導する
- 作業計画書、作業手順書等との相違は無いか、危険な作業になっていないか
- パトロール等で指摘した内容は、改善状況を目視にて現地確認する（類似箇所も）
- リスクアセスメントを行ない、必要な措置が十分であるか検討する

⑬各種機械設備、工具類の点検管理体制が未整備（点検未実施、点検状況未把握）

- 持ち込み前点検の実施、「点検責任者」選任、点検結果を確認する
 - ※ 現場に出す前に点検し、不備が認められた場合は直ちに整備する
- 現場でも機械ごとに「点検責任者」を選任し、点検を行なわせ、点検状況を見る
- 現場でも持ち込み時の点検を実施させる
 - ※ 不備が認められた場合は、直ちに連絡し整備、後回しにしない
- ワイヤ類の不備が多い、「始業点検」を必ず実施させる
- 作業開始前に、点検時間を設け、一斉に点検を実施させる（安全施工サイクル）

⑭健康診断の「有所見者」に対する医師の意見未聴取、事後措置の未実施

- 健康診断結果「有所見者」については、医師の意見を聴取する
- 「医師の意見」に応じて事後措置を行なう

⑮「災害の芽〇の日」の取り組みが無い

- 「災害の芽〇の日」を定め、全作業員に周知する
- パトロール、安全教育、機械・用具類の総点検などの各種活動を行なう
- 下請事業場にも取り組みを展開

I, 「労災かくし」の排除 [労働者死傷病報告の提出]

- 労働者への周知、各現場への周知を徹底する
- 事実の隠ぺい、虚偽報告が行なわれると、再発防止対策が適正に講じられない
- 全ての下請事業場、下請作業員にも必ず周知する
- 下請の作業員に変更や休みがあった場合は必ず状況を確認する

II, 外国人労働者、技能実習生の災害防止

- 安全教育、衛生教育を徹底する（資料は母国語で理解し易く工夫）
- 新規入場者と同様、作業状況を細目にチェックし、不安全行動を排除する
- 危険箇所の識別を徹底し、立入禁止箇所等は母国語で表示する
- 作業に必要な資格を有しているか、修了証等の原本を確認する

III, 交通労災事故の防止

- 「早め点灯」の励行
- 「速度控えめ」「かも運転」の励行
- ヒヤリハット体験を生かし、危険箇所を拾い出して情報交換する

IV, 「心と体の健康なくして安全なし」

★過重労働による健康障害の防止対策

★毎日確認する事項 ⇒ 食事、睡眠時間、飲酒状態、疲労の蓄積状態、健康状態
コミュニケーション（声、表情、言動）
業務の著しい停滞はないか、ミス等が目立っていないか

★メンタルヘルス対策（心の健康確保）の取組みを進める

- 全ての管理監督者に対するメンタルヘルス教育の実施（年間計画に基づく実施）
- 職場環境等の評価と改善
- 労働者へのメンタルヘルス教育（年間計画に基づく実施）
- メンタルヘルス推進担当者の専任、スタッフの育成、体制整備
- 「心の健康づくり計画」の策定（年間計画の策定）

企業は健康対策を十分に行なう必要がある。

心と身体が健康であってこそ良い仕事が「安全に」出来る。体調を崩すようなことがあれば、本人と家族は大きな負担となり、労働災害の要因にもなる、ひいては、復興にも大きな影響を及ぼす。

安全な作業を確実にを行うためにも、まずは「健康第一」。

一人一人が安全意識を高め、危険の芽（災害発生のリスク）を一つでも減らしましょう！
不安全行動（省略行為、近道行為等）を無くし、自分と家族と仲間を守りましょう！
一手間かけることを惜まず、決められたルールを守り、やるべき事を普通に実行しましょう！
あなたの行動、安全対策が命と健康を守ります、さあ、安全作業を実践しましょう！

最近あった災害事例をヒントに問題点を考え、再発防止対策を十分に理解させる

- 強風で資材が飛ばされ激突
(作業中止基準の定めと運用は？ 飛散防止措置？ 荒天に対する情報収集と段取り？)
- 鋼管杭の開口部に足を落とした
(開口部は「落ちる」という前提で対策を講ずる必要あり、 リスクアセスメント？)
- 作業後、下に降りる際、足をひねって骨折
(安全な通路、昇降設備を設ける、できれば階段式、単管にステップ取り付け等)
- 足場に取り付けた簡易防音パネルが突風により倒れ、控部材の受渡し作業者が墜落
(段取りは？ 作業手順が適切か？ 足場の資格者？ 作業指示・確認？)
- 足場解体作業中、手すりが外れ、他の作業員に激突
(作業手順？ 作業主任者の選任、職務の励行？)
- タイヤ交換し、エアー充填中、タイヤが破裂
(エアー圧力の確認？ タイヤの破裂による飛散防止？)
- 生コンホッパーの残コン確認の際、開閉蓋のレバーから手を放して蓋に挟まれた
(ストッパーの構造？ リスクアセスメント？)
- BH [クレーン仕様] で鉄板を吊り上げたが、BH が転倒
(用途外使用であり、作業計画等、安全対策が検討されていない、基本ルールの無視)
- BH [クレーン仕様] で吊り上げた荷が回転し、玉掛者に激突
(荷に近づかない・・・何m離れる？ 3.3.3 運動は現場で守られているか、形式的か)
- BH から降車の際、転倒
(手元、足元が滑ることはよくある、対策は？ 注意力に頼るだけ？)
- BH のバケットにベルトスリングをかけようとしたところ、バケットが頭に激突
(作業方法？ 用途外使用？ 資格？ 段取り？)
- BH のバケットから土のうを下す際、バケットを動かしたため、足を挟んだ
(作業計画？ リスクアセス？)
- 集積した土砂の上に登ろうとした際、BH が横転 (キャビン内で負傷)
(作業計画？ 安全な作業方法か？ 転倒防止対策は？)
- エンジンカッターで U 字溝切断中、中の鉄筋に当たり跳ね返って胸腹部切創
(作業姿勢？ U 字溝の構造を知らない？ 万が一跳ね返った時のリスク評価？)
- 段差約 80cm に鋼板歩板をスロープとして置き通路としていたが、つまづいて転倒
(通路の安全性を確認した？ つまづく・滑る恐れがないかリスク評価？)
- 作業中、体調を崩す
(健康管理は本人任せでよいのか？ 朝礼・ミーティング・KY 等で確認？)
本日の体調、顔色、表情、朝食の有無、前日の飲酒、睡眠時間
通院・服薬、血圧、血糖値

好事例

- ◎「災害の芽0の日」を定め、安全点検、安全教育等を実施している
- ◎現場作業員に対するミニ安全テストを実施（理解度の確認、安全意識の高揚）
- ◎「安全決意宣言」を写真付きで実施、下請け作業員も実施させている
- ◎足場の手すり+手すり枠+幅木+飛来落下防止用ネット
- ◎足場の幅木に「メッシュロード」を活用
- ◎足場の点検票を現場内（作業場所）に常備（ラミネート加工）
- ◎鋼管杭の開口部に蓋をして落下防止（蓋にはゲタをはかせ転移防止措置）
- ◎通路部分の単管、クランプにキャップ取り付け
- ◎法面の安全通路として木製のスロープ+栈木、手すり取り付け
- ◎小段の安全通路としてタラップの設置、杭と木板により足場確保
- ◎安全活動の「見える化」に取り組んでいる
- ◎重機の手すりに滑り止めテープ巻き
- ◎昇降路、昇降階段の手すりに滑り止めテープ巻き
- ◎土砂積込作業のBHに対して、キャタが前に出過ぎないように、バーを設置
- ◎誘導員が車両から「2m以上離れる」と具体的に指示している、笛、旗を使用
- ◎場内のエリア区分を旗の色分け、カラーコーンの色分けで明示
- ◎重機の転落防止措置として「路肩先行一山残し・先行一山盛土」+「路肩のぼり標示」
 - ※トラロープは「注意標識」となるが、「転落防止措置」とならないことに留意
 - ※路肩・傾斜地での作業では「誘導員の配置」が必須であることに留意
- ◎KY用紙の裏面に重機作業における配置等を示し周知（作業計画の周知）
- ◎重機作業について、合図方法を定め、ミーティングで周知確認
- ◎ダンプの発進・後退の際の合図方法を定め周知し、確実に実践している
- ◎BHとダンプ間の合図方法を定め、周知し、確実に実践している
- ◎重機の「死角」について実地研修を実施
- ◎ランマに防振手袋を常備し、いつでも使用できるようにしている
- ◎ミニロードスイーパーに回転灯を取り付け
- ◎分電盤について、使用先明示
- ◎資材倉庫内の整理整頓良好、防じんマスクの予備を常備
- ◎交通事故防止のため、詰所に「リスクマップ」を掲示し周知している
- ◎作業場所までの安全通路を確保（トラロープ、旗、標識を設置）
- ◎溶剤、ハクリ剤について「SDS（安全データシート）」を常備
- ◎ワイヤーロープの保管場所に小屋根を設け、種類ごとに分類、廃棄基準も明示